

# 災害時の対応規定

(2022. 4. 1 改定)

当該規定は災害時、行動の規範となるものであり、また災害時の被害を最小に納めることを目的とする。

なお、災害時とは緊急エリアメール発生時、台風、暴風雨・暴風雪、火災、事故等を含む被害が想定されるような、又は被害が発生した場合、又はそれによる長時間の停電が想定される場合をいう。

## 第1条(平時の備え)

- 1.災害時の状況を確認するため社員間夫々に電話番号・メールアドレスを登録する。
- 2.石狩商品管理センターの鍵は原則として全員が所有し、各自責任をもって管理する。  
各営業所の鍵は所長が責任をもって管理する。
- 3.災害発生による社員人名保護のため以下の物を常備する。
  - ①非常食(3日分)及び災害セット(営業社員は使用車両に積載)
  - ②ヘルメット、非常用シャンプー、手回しラジオ、各種電池、ろうそく、懐中電灯等
  - ③なお、非常食については使用期限時、随時交換する

## 第2条(災害時の対応)

- 1.災害が発生した際には社員夫々が各所属長へ安否報告を行う。各所属長は情報を取りまとめたとえ本部長および社長へ報告し、状況確認を行うことが可能な人選を行い、指示を出す。
- 2.石狩商品管理センターにおけるセコムからの警報発報は緊急対応可能な鍵所有者へいくものとし、警報を受けた者は自らの安全を確保出来次第、速やかに現場確認を行いメールにて報告、後日詳細について報告書を提出する。
- 3.温度異常が確認された際には必要に応じて定温車及び保冷材(ドライアイス)の手配を行う。その判断並びに手配については本社および石狩商品管理センターについては診断薬部門の所属長が、各営業所においては所長が責任をもって行い、後日報告書を提出する。

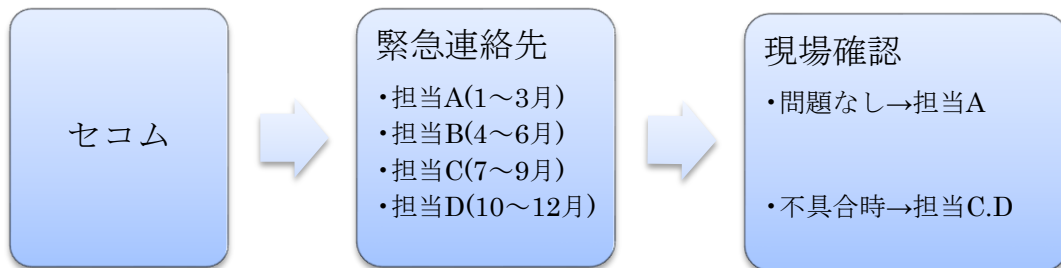
## 第3条(温度管理規定)

- 1.冷蔵庫の温度設定は7℃を標準とし、温度データロガーにより記録する。
- 2.データ収集日は週明け第一営業日とする。
- 3.収集したデータは月初の収集日に、1か月分のデータをエクセルファイルで報告する。
- 4.記録は1時間ごとに行う。
- 5.データ収集の際には、電池の残量が2割程度になって「電池マーク」がついていないことを

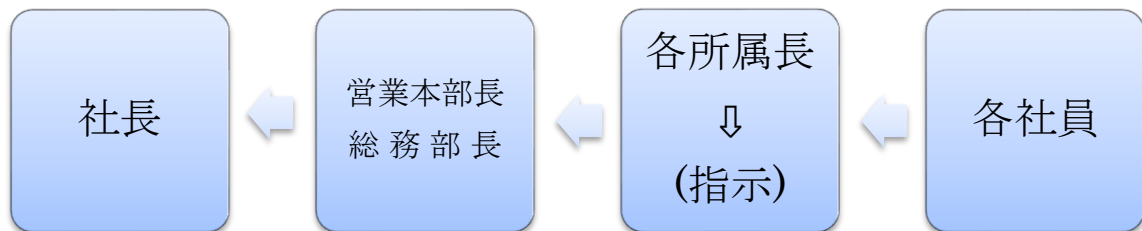
確認する。なお、電池マークを確認の際には速やかに電池交換を行う。

6.温度データロガーの校正は、必要に応じて適宜行う。

## 警報時対応



## 災害時報告



## 田辺商事(株)(ドライアイス)連絡先

札幌支店:  千歳営業所:  旭川営業所:   
 釧路支店:  函館営業所:

## 定温車輛配備に関する 連絡網

